大阪市告示第1502号

次の施設について、大阪市立プール条例(昭和49年大阪市条例第41号)第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年10月31日

大阪市長 横 山 英 幸

施設名	年月	日	供用時間
大阪市立 扇町プール 水泳場 トレーニング場 体育場	令和7年11月4日	(火)	
	令和7年11月6日	(木) から	
	同月7日	(金) まで	
	令和7年11月10日	(月) から	
	同月11日	(火)まで	
	令和7年11月13日	(木) から	
	同月14日	(金) まで	午前9時から
	令和7年11月17日	(月) から	午後10時まで
	同月18日	(火)まで	
	令和7年11月20日	(木) から	
	同月21日	(金) まで	
	令和7年11月25日	(火)	
	令和7年11月27日	(木) から	
	同月28日	(金) まで	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)